

国営石油公社BNOCとイギリスの石油政治(一)

児 玉 昌 己

- 一、序
 (+) BNOC創設の背景
- (-) 北海石油開発の概要
- (-) 石油危機
- (-) 石油白書とBNOC
- 二、BNOC形成の実際
 (+) 法制過程
- (-) 組織形成
- (-) BNOCの役員人事
- 三、BNOCの発展
 (+) 利権の獲得
- (-) BNOCの企業的発展
 (a) スタッフ
- 四、BNOCの内在的問題点
 (-) 下流部門の立ち遅れ
 (-) 北海原油販売量
- (d) 財務上の成果
- (-) BNOCの企業的発展の注目すべき点

(2) BNOCの収益の「持分原油」への依存

(3) 参加及び買付け原油の非商業的性格

(4) 特定油田への依存(以上本号)

五、BNOCの組織外的問題点—「敵対の政策」(以下次号)

(1) 敵対の政策の概要

六、サッチャー政権の対BNOC政策の問題点

結び

序

本稿ではイギリス石油公社BNOC British National Oil Corporation の形成過程及び現状、その問題点を考察したい。⁽¹⁾ BNOCは一九七六年一月一日「石油及び海底パイプライン法」Petroleum and Submarine Pipe-Lines Act に規定された公共企業体 Public Corporation としてスコットランドのグラスゴーに設置された。BNOCは石油の探鉱、開発、販売を行う権限をもつことが規定されており、統合一貫石油会社 an integrated oil company となるよう想定されている。設立以来七年目を迎えたBNOCは現在北海石油開発に従事している。更に、国家の「代理人」Agent として民間石油会社が生産する北海石油の五一%の購入選択権を持ち、参加原油 participation crudes' 利権料原油 royalty crudes と自社持分原油 equity crudes 及び第三者購入分原油 crudes from third parties を合せて、日量100万バレル販売し、イギリスにおける北海石油年間全産出量八〇五万トン(一九八一年)の六四%強に関与し、同石油の最大の販売者及びプライス・メーカーとなり、石油供給能力においてBPと肩を並べるに至っている。⁽²⁾ そしてイギリスはもとより、歐州においても一大石油勢力としてその存在を誇示している。他方BNOCは

マーガレット・サッチャー Margaret Thatcher 保守党政権の成立に伴い、同政権が進める公共企業体の一連の「民営化」denationalisation または「私有化」privatisation 政策の対象となり、組織分割の事態に直面している。

ところでも石油産業史の中で国営石油会社の創設は必ずしも新しい出来事ではない。既にメキシコや、⁽³⁾ イラン、イラク等のOPEC諸国は自国の外国系石油開発会社を国有化し、それを引き継ぐ形で国営石油会社を設立している。⁽³⁾ 一九七〇年代に入ってから石油供給不足が顕在化し、七三年一〇月の中東戦争に伴う石油戦略の展開と石油危機の激化という新たな状況を背景にして、消費国家群にも新たに国営石油会社創設の動きが顕著なものとなっている。石油危機以降設立されたものだけでもカナダのペトロカナダ Petro-Canada ギリシアの国営石油公団 Public Petroleum Corporation スウェーデンのスベンスカ Svenska Petroleum AB、東南アジアではマレーシアのマレーシア石油公社 Petronas 等々が挙げられる。⁽⁴⁾ またフランスも、⁽⁵⁾ オランダも準国営石油会社を有する他、一九七五年にはERA P とSNPAを再編し、SNEA Société National Elf-Aquitaine を創設した。⁽⁵⁾ 自由市場経済体制の牙城西ドイツでもえヴェーバ Veba とゲルゼンブルク Gelsenberg の在来資本の再編統合による準国家的石油会社を設立している。⁽⁶⁾ これらの動きは国営石油会社史に新たなエポックを画するものといえよう。

BNOCの形成・発展もさうした世界の石油政治の流れの中に位置付けられうる。BNOCの場合、確かに北海石油の発見というイギリス固有の条件を考慮に入れなければならない。が、石油危機以降、石油環境が革命的变化を迎えた、各国政府及び国際機関において石油確保が第一級の政治問題として捉えられてきている現在、BNOCの創設を特異で単独の現象として考えるよりも、世界的な石油政治史の文脈で捉らえることが、その形成と発展及び現状の問題をより良く把握できると考えるからである。

の認識の下に以前に筆者はH・ウィルソン政権の北海石油国家管理政策形成の政治過程を分析したが、本稿では北海石油国家管理政策の中核となるBNOCに焦点をあて、その設立とそれ以降の六年間の組織発展の過程をフォローし、現状の問題点、サッチャー政権の対BNOC政策とその問題点を分析してみたい。

これはBNOCがイギリス及び欧州の石油政治舞台に重要な役割を演じているからだけでなく、サッチャー保守党政権の対BNOC政策が資源管理における政治のあり方にかかる問題を提起しているからでもある。

(1) BNOCについてはイギリスの政治、経済を扱う最近の文献でその存在が触れられてゐるが、その実態をカバーした本格的研究は必ずしも多くない。本場のイギリスにおいてさえ同様の状況である。BNOCを取りあげた研究としては、アメリカ上院エネルギー・天然資源委員会(H・M・シャクン委員長)の求めに応じて提出されたE・クレイブルスのEdward Kraples, *Controlling Oil: British Oil Policy and the British National Oil Corporation* (US Government Printing Office 1977) や西欧の国営石油会社の国際比較を試みた同じアメリカ人のLeslie E. Grayson, *National Oil Companies*, (John Wiley and Sons 1981) の第七章がある。また仏語文献としてはPierre D'Amarzit, *Les entreprises publiques pétrolières et l'approvisionnement en énergie de la Communauté économique européenne* (Technip 1978) などがある。しかし、BNOCの活動が始つたのは二、三数年のことである。こう事情からして、それらはカバーしきれる時期と情報量とにおける最近のBNOCを知るには当然のことながら、それも不満足なものとなつてしまふ。

- (2) 一九八一年のイギリス北海石油全生産分中BNOCの生産分は7%である。BNOC Report and Accounts 1981, p. 9 またBNOCがもつ北海のライセンス地域は全体の9%，埋蔵量では111億tガス6%である。J.C. Woodliffe, "State Participation in the Development of United Kingdom Offshore Petroleum Resources," *Public Law*, 1977, p. 255.
- (3) やれらは頗る Petroleos Mexicanos (1938), NIOC (1951), INOC (1964) () が設立年。
- (4) 設立はそれぞれ一九七六年、一九七五年、一九七五年、一九七四年。
- (5) 国有比率は70% *Petroleum Economist* (日本語版) 一九七五年一〇月号三六六頁。
- (6) 石黒義久「資源小国の多様なエネルギー戦略(西ドイツ)」通産ジャーナル一九八二年二月号100—104頁。

(7) 抽稿「H・ウィルソン労働党政権下における北海石油国家管理政策の形成——石油危機へのイギリスへの対応（一九七二）一七五」同志社法学一六八号。

一 BNOC創設の背景

BNOCの動態分析に入る前に、北海石油開発政策及び国際的な石油政治環境について概観しておく必要がある。BNOCは、北海資源開発と国際石油環境の申し子であり、その形成過程は現状の問題と深く係りをもつてゐるからである。

(1) 北海石油開発の概要

北海地下資源開発は一九五〇年代から地質調査が進められ既に三〇年の歴史をもつていて⁽¹⁾いる。イギリスでそれが法的に整備されたのは一九六四年、時のヒューム保守党政権下においてである。ヒューム政権は同年四月一五日『大陸棚法』The Continental Shelf Act を成立⁽²⁾させ、ついで大陸棚における石油とガス開発に関する規則 The Petroleum (Production) (Continental Shelf and Territorial Sea) Regulations を定め発表した。⁽³⁾この規則の下に政府は内外の石油開発会社に対して鉱区の開放、沖合石油開発のためのライセンス賦与を行つた。ついでイギリス北海石油の開発が正式に始つたのである。鉱区の開放、ライセンスの賦与はそれ以降石油危機の前年まで合計四次にわたり順次行われた。⁽⁴⁾ライセンス政策を通した北海地下資源開発にあたつて注目すべきことは、保守党、労働党を問わず、産油国ぐとイギリスを変貌せらるかもしけないこの開発において、伝統的な私的石油資本への「依存」及び「不干涉」政策を適用したことである。ライセンス賦与にあたつては担当国務大臣の自由裁量方式 discretionary system が採

られたが、石油開発利権は四六年間にわたり与えられ、政府はわずかに一二・五%の利権料と通常の五二%の所得税を得るという条件を課しただけであつた。⁽⁶⁾ 開発の主役はBP、シェル、エクソンを初めとする内外の私的石油資本を中心とするものであり、イギリス石炭庁やガス公社は北海資源開発に参加を認められたものの、これらの公的資本が獲得した北海被免許区域はわずかに全体の三割にすぎなかつた。⁽⁷⁾

このような歴代政権の北海石油開発政策は一九七〇年代に入つてから試練を迎えた。すなわち石油需要の急速な拡大とそれを反映した深刻な石油不足、そしてそれを背景としたテヘラン、トリポリ、更にはリヤド協定の締結に象徴されるOPEC諸国の石油利権協定の一連の改正がそれである。これらの協定はOPEC諸国に石油価格決定権を与え、外国の石油企業に長年まかせてきた石油開発に産油国政府が事業参加することを実現したのであつた。⁽⁸⁾ これはメジャー依存体制をとるイギリスの石油供給政策の基盤を根底から搖がせることになった。

この間ヒース保守党政権下のイギリスでは北海資源開発に技術的、資金的側面から国家の支援を勧告した「IMEG報告」⁽⁹⁾ や、石油税政策の欠陥を暴露し、税制に止まらずライセンス政策にまで踏み込んだ政策の改善を求めた会計監査委員会 Public Account Committee の「PAC報告」⁽¹⁰⁾ が相次いで発表された。これらは激変する石油情勢の中でイギリスの民間依存の石油供給政策が破綻に瀕していることを集約的に表現した文書であつた。⁽¹¹⁾ しかしながらこれらの二つの報告で示された北海石油開発の欠陥や問題点は、若干のものを除いて、一九七三年一〇月まで根本的な修正は加えられなかつたのである。⁽¹²⁾ この政治の惰性に痛打を浴びせたのが、同年一〇月の第四次中東戦争の勃発であり、それを契機としたアラブ産油国の石油戦略の発動であつた。

(二) 石油危機

アラブ産油国は一〇月一七日イスラエル及びその支持国に対して、石油禁輸及び供給削減を武器とする石油戦略を発動し、西側先進国の石油供給の安全を脅かした。イギリスはフランスと共に例外的にアラブの「友好国」として石油供給削減の対象からはずされていたが、二つの理由でその影響を免れなかつた。第一はロッテルダムを中心とする歐州の石油相互依存であり、第二にメジャーによる石油危機時における国益に反した独自の供給活動がそれであつた。⁽¹⁴⁾ イスラエル支持国としてオランダが石油禁輸の対象となつていることは、ロッテルダムに石油及び石油製品の一部を依存しているイギリスの石油供給が安全でないことを意味していた。更に注目すべきことは、BP、シェルの二大石油資本が危機の最中に国益に反して、イギリス向け石油を大陸諸国に振り向ke、国内の在庫を低落させる事態を惹起し、国内に多大な石油不安を与えた。⁽¹⁵⁾

アラブ産油国との石油戦略及びそれに伴う石油危機は二つの教訓を労働党に与えた。一つはメジャーのみに石油供給をまかせておけないこと、二つめは民間主導により開発されつゝある北海石油が、将来国家意志とは無関係に私的資本により海外に供給される可能性があり、政府はこれに何らの法的規制も課しえないこと、それゆえ現行の開発を國家管理下におく必要があること、この二点であった。この二つの教訓を抱いて労働党は翌年二月の総選挙で北海石油開発への「過半数の公的参加」 majority public participation を主要選挙争点の一つとして掲げ、選挙戦に臨んだのである。そしてこれに勝利するや、ただちに北海石油国家管理とメジャーに代る国家的石油機関を創るための政策立案に着手したのである。ウィルソン首相は組閣後五ヶ月目の七月一一日、下院において北海石油政策の大綱を示した『イギリス大陸棚石油及びガス政策』⁽¹⁶⁾と題する政府白書を発表した。⁽¹⁷⁾ こゝにはじめてBNOCという名前をも

つ国営石油公社の設立意図が表明されたのである。⁽²⁰⁾

(3) 石油白書とBNOC

下院で発表された白書は労働党政府の北海石油国家管理政策及びBNOC設立を直接打ち出した公式政策文書である。それゆえこれは、BNOCの性格を最も良く表している。

白書は九頁の文書であり、下院ではバーレーエネルギー相によりその要旨が口頭で発表された。内容は三点にわたっている。第一は「政府の取得分 take と参加について」、第二は「法人税の変更について」、第三は「スコットランド及び他の開発下の地域の援助方法」である。⁽²¹⁾ BNOCと関連するのは第一の点であり、それは次の五つの小項目を含んでいる。一、北海大陸棚から得る利益に対して付加税を課す法案が上程されるべきことと、二、将来の北海開発ライセンスのもとで発見されるすべての油田に対し、ノルウェー政府が実施した「予約持分」的方式を導入する。⁽²²⁾ 三、既存ライセンスへの国家の過半数参加が国民に北海石油の便益を与える。この場合、国家は過去のコストを含む開発費用を分担する。四、BNOCを設立し、これを通して参加権限を行使する。その際BNOCはNCB（石炭庁）のもつ権益を引き継ぐ。またBNOCは大陸棚の探鉱、開発、生産に積極的役割を果すべく、強力な専門スタッフを集めめる。更に究極的にはBNOCは石油の精製、販売にもその活動を拡げ、本社をスコットランドに置くこと。⁽²³⁾ 五、政府が減耗管理 Depletion Control 及びパイプラインの管理をする権限をもつこと——が明記されている。

右のことから分るように政府は既存及び将来のライセンスにおいて資本参加すること、BNOCはその場合政府の「参加」のうけ皿となること、更にBNOCは、それ自身が巨大民間石油会社と同じ統合一貫的機能をもつ石油会社

として北海石油開発を含む供給活動を行つよう求められたのである。また北海石油開発に参加する公企業はイギリスガス公社BGCとBNOCの二社に再編されたのである。⁽²⁴⁾かくしてBNOCは労働党政権の北海石油政策の核として、またBPCやNOCといったメジャーに拮抗する国家的石油機関となるべく位置付けられて登場したのである。

- (1) イギリス北海開発史に関するは多数の文献がある。例へば Keith Chapman, *North Sea Oil and Gas: A Geographical Perspective* (David & Charles 1976) Kenneth W. Dam, *Oil Resources: Who get What How?* (The University of Chicago Press 1976) Adrian Hamilton, *North Sea Impact: Offshore Oil and the British Economy* (International Institute for Economic Research 1978) Guy Arnold, *Britain's Oil* (Hamish Hamilton 1978) Øystein Noreng, *The Oil Industry and Government Strategy in the North Sea* (Croom Helm 1980)
- (2) *Official Report Fifth Series Parliamentary Debates House of Commons* [下院 Hansard 論議録] 15th April 1964; Vol. 693 c. 481.
- (3) 北海石油・ガス開発の法的背景について Patricia W. Birnie, "The Legal Background to North Sea Oil and Gas Development," in M. Saeter and I. Smart (ed.), *The Political Implications of North Sea Oil and Gas* (IPC Science and Technology Press Ltd. 1975) 参照。
- (4) イギリス歴代政府の鉱区開放、ライセンス賦与の具体的な内容は山田健治「イギリスの北海油田開発政策—鉱区免許政策の意義と変遷」世界経済評論一九八一年八月号五四頁参照。
- (5) 裁量方式については K. Dam, *op. cit.*, Chap. 4 参照。
- (6) いわば「北海地下資源の可能性」にて政府があまり敏感でなかつたが、①北海石油開発が困難であるため企業に有利な条件を提供する必要があつたことを示唆している。
- (7) 公共企業体(BGC、及びNCB)の北海資源開発への参入の具体的データは、拙稿一一八頁参照。微視的に見れば、一九六五年労働党政権は第一次ライセンス公募を前に新しい基準として公共企業体の大陸棚開発への参加の促進を打ち出した。K. Dam, *op. cit.*, p. 29. なおBGCの石油開発の根拠法は、一九七一年ガス法の第一条である。Woodliffe, *loc. cit.*, p. 253.
- (8) テクラン・トリボリ両協定については Joe Stork, *Middle East Oil and the Energy Crisis* (Monthly Press 1975)

Chap. 7 参照。

- (σ) International Management and Engineering Group Ltd., *A Study of Political Benefits to British Industry from Offshore Oil and Gas Development* (HMSO 1972)
- (ο) *First Report from the Committee of Public Accounts, Session 1972-73, North Sea Oil and Gas, House of Commons Papers H. C.* (HMSO 1973).
- (11) 内容については拙稿 1-III-1-1-318 頁参照。
- (12) I M E G 報告は石油開発事業の支援のための「石油供給産業」 Petroleum Supply Industries Board の設置を提案して、したが、さればヒース政権末期「沖合供給局」 Offshore Supplies Office が実現した。A. Hamilton, *op. cit.*, p. 34. p. 124.
- (13) K. Dam, *op. cit.*, p. 104.
- (14) 拙稿一四五頁及び *Petroleum Press Service* (日本語版) 一九七三年一二月、四四七一四五三頁。石油戦略に伴う石油危機が労働党のBNOC 諸々く与えたインパクトを積極的に分析した研究はほとんど存在しない。拙稿はこの点の分析を一つの主題にしていた。
- (15)(16) 拙稿、一四七頁。
- (17) イギリス産北海原油がイギリスに陸揚げられなければならぬが、一九六六年の石油(生産)規則第二十一條で規定された。J. C. Woodliffe, *North Sea Oil and Gas--The European Community Connection, Common Market Law Review* No. 12., 1975. p. 14. が、されば原油のイギリス国内での精製を義務付けたものではなく、揚陸後の原油の処分先及びその方法は企業の自由となつた。この規定は本来、税及びロイヤルティーといった金融的配慮に由来するものであった。PAC Report, *op. cit.*, p. 8.
- (18) Cmnd. 5696 United Kingdom Offshore Oil and Gas Policy (HMSO 1974)
- (19) *Hansard*, 11th July 1974; Vol. 876, c. 1559.
- (20) 国家の石油購入機関の設立については、選挙綱領では触れていない。それについて労働党首脳が言及するのは、筆者の知識限り、一九七四年一月選挙戦の最中には、ケンソン党首が行った演説におよびである。ウェルソンは、「炭化水素公
- 国営石油公社BNOCとイギリスの石油政治(一)
- 同志社法学 三四卷五号 101 (ヤベ)

「社」 United Kingdom Hydrocarbon Corporation より表現を用ひてある。 Hansard, March 1974: Vol. 870. c. 82.

(21) Comnd. 5696 United Kingdom Offshore Oil and Gas Policy, *op. cit.*

(22) *Ibid.* 「予約持分」 ふたて carried interest より、商業的に採算性がある石油が発見された時、はじめて開発会社が投資した権利を政府が支払う方法で、発見された石油を「予約」 ふたてからかの名前が由来している。企業は自らのリスクで開発投資を決定せざるを得ないが、この点で企業より国家にとって有利な協定であると一般にいわれている。 K. Dam *op. cit.*, Chap. 6. 参照。

(23) Cmnd. 5696 United Kingdom Offshore Oil and Gas Policy, *op. cit.*

(24) NCB の北海権益の譲渡は NCB の意図とは無関係に労働党政権により行われた。 NCB は白書発表の 11 日前の公聴会で自らの北海権益の強化、拡大を希望する旨幹部が表明していた。拙稿、一五九頁。 NCB の北海資産移譲をいかなる判断で労働党政権が決定したかは不明ではあるが、石炭産業の不振という事情から考えると、NCB がこの面での企業活動に集中するのを労働党政権が望んだものと推測される。

11 BNOC の形成の実際

石油供給を長く「私」的石油資本に委ねてきた政府にとって石油事業への参加は全く新しい経験であった。国営石油公社を設立すると言宣言するのは容易であるが、政府はその組織の基礎となるもの一切を欠いていた。政府は BNOC 形成にあたって①法制、②組織、③首脳人事、④石油利権の四つの面で準備を迫られた。以下、一九七六年までの労働党政権による BNOC 形成過程をこの四つの局面において順次みてみる。

(一) 法制過程

BNOC の設立は白書で予告されたが、その宣言だけで組織が出来るわけではなかった。 BNOC をメジャーに対

抗する十分な実力をもつ公共企業体として創設するためには、これを法制化する必要があった。労働党政は議会の厳しい勢力関係の中でその仕事に着手せねばならなかつた。⁽¹⁾ 政府白書発表後、同年一〇月、議会運営に困難を感じた ウィルソン首相は議会を解散し、総選挙を断行した。この出直し選挙で勢力を伸ばしたウィルソン政府はBNOC設立法案の成立に邁進する。七五年四月八日、「石油及び海底パイプライン法」案を議会に上程した。⁽²⁾ 同法案はBNOCの設立、その機能、BNOCへの政府理事派遣、BNOCに対する石油収入税の免除、更に政府による北海油田の減耗防止政策、海底パイプラインの敷設、精油所建設権限に関する規定を含むものであつた。⁽³⁾ この法案は下院の第二読会を四月二〇日二八六対二五八で通過⁽⁴⁾し、さらに七月二九日には第三読会へ進み、これを経た後、舞台を上院に移した。そして上院からの修正提案を受けて下院は一一月五日最終審議に入り、同日これを否決し、下院での審議を終了した。こうして労働党政はほとんど単独で北海石油国家管理への意志を貫徹したのであつた。ここにBNOCは法人格を有する国営石油公社としての法制上の根拠を獲得したのである。

(二) 組織形成

一方でBNOCの法制化を推進しつつ、他方で労働党政権はBNOCの組織作りも行わねばならなかつた。このため議会における法案審議と並行してこの面でも強力にその努力を行なつた。しかし労働党政権はこの点については、最も容易で確実な道を選んだ。既存機関の分離活用である。

第一の対象になつた既存機関はイギリス石炭庁(NCB)である。NCBは既に一九六六年の法律⁽⁵⁾で、イギリス大陸棚の炭化水素の探鉱と生産を許されていた。同社はこれにより一九七三年には、コノコ Conoco、ガルフ Gulf 及

びアライド・ケミカル Allied Chemical の各社と協定を結び、それらの会社が保有する北海石油権益の一部を得て(8)いた。そして第三次、第四次ライセンスを通じて自社の権益を漸次拡大した。一九七四年六月段階でNCBは五五〇の北海全鉱区中五三鉱区をカバーし、関係する利権面積は一三〇二平方マイルに達するものであった⁽⁹⁾。特にこの中でダンリン、ハットン、シースル各油田とバイキングガス田は特筆すべき資産であつた。労働党政権の指導者はこの北海権益を購入するよう決定したのである⁽¹⁰⁾。BNOCはこれを受けて NCB の利権取得のために NCB 探鉱社 NCB (Exploration) Ltd. の株式資本を額面価格五万ポンドで買いとり、同社の未決済債務九〇〇〇万ポンドを決済したのである⁽¹¹⁾。また同時に三五名の NCB の石油関係スタッフをも移籍したのである⁽¹²⁾。

既存機関で第二の対象となつたのは、民間石油資本でBPと共にイギリスの有力石油会社として長い伝統を持ち、北海石油開発に参加していたバーマ石油会社 The Burmah Oil Company の北海石油部門であつた⁽¹³⁾。この購入について労働党政権は幸運に恵まれた。バーマ石油は、石油危機によるイギリス経済の全般的不振を背景とした石油需要の急落により、シグナル・オイル・アンド・ガスの買収やタンカー部門の拡張計画が裏目に出で、一九七四年末には同社創業以来の重大な経営危機に陥っていた⁽¹⁴⁾。一九七五年末に政府はこのバーマ石油の救済をかねて同社の北海権益買収交渉に入った。バーマの北海権益は、ニニアン油田の約二一%、シースル油田の一三三%、及び北海の一五の鉱区をカバーする持分権益であつた⁽¹⁵⁾。政府は一九七六年三月二九日、バーマ石油の小会社 Burmah Oil (North Sea) がニニアン油田に保有する権益の購入を終えた⁽¹⁶⁾。また残りの同社保有の北海権益の購入については同年七月から八月にかけての一連の協定交渉を終えた⁽¹⁷⁾。これらの協定でBNOCはシースル及びそれに隣接する区域のバーマ社の「持分権益」の六五%を獲得し、バーマ石油開発 Burmah Oil Development Ltd. を含むその他の北海石油権益の九六%

を得、そのスタッフ二九六名及び関連する操業用船舶を取得することになったのである。かくしてBNOCはNCB及びバーマ石油のスタッフと北海石油権益を基礎としてその組織を固めたのである。⁽¹⁸⁾

(三) BNOCの役員人事

他方BNOCの実際の運営に携わる役員の人選も石油白書によるBNOC創設宣言と相前後して始まった。石油白書発表後BNOCの設立に先だつ一九七五年にBNOCの設立準備委員会 *the organising committee* が設置されたのである。その委員長にはフランク・カールトン卿 Lord Kearton が任命された。⁽¹⁹⁾ カールトン卿はイギリス化織業界の名門クルートールズ社 Courtaulds の敏腕会長として、一九六六年一二月、ウィルソン労働党政権下で「産業再編成公社」⁽²⁰⁾ の設立、運営に尽力した異色の経歴をもつ著名な左派財界人であった。⁽²¹⁾ カールトンを中心としてBNOCの理事会は構成されていく。一九七六年末までに選ばれた設立理事は次の如くであった。総裁はカールトン。副総裁バロー卿（前エネルギー担当国務相）。以下理事としてL・エイリー（大蔵事務次官代理）。ブリギンショウ卿（NSOP前書記長）。I・R・クラーク（ショトランド島評議会前委員長）。R・フェアバーン卿（クライスデュール銀行頭取）。G・J・ハーン（ロスチャイルド銀行専務）。J・H・レアード（合同技術者労働組合執行委員）。J・G・リーバーマン（エネルギー事務次官代理）。D・ルーキ卿（イギリスガス公社総裁）。R・E・ユーチィガー（ブリティッシュ・アルミニウム社専務）。そしてW・N・A・カンプ（コンサルタント）——の合計一二名である。⁽²²⁾

この役員構成から分るように公共企業体の総裁、財界人、労働組合幹部、地域利害代表とその出身層は多岐に及んでおり、金融財界とのバイブルつなぎ、かつアルミニウム、ガスといった化学工業や関連エネルギー部門出身の役員

を組み合わせるというように将来の企業運営に備えた役員配置となっていた。またJ・B・リーバマン及びL・エイリーの両名は石油危機時における石油供給情報の隔絶状況を教訓として「石油及び海底パイプライン法」の第一条第三項(c)で特に定められた政府派遣の現役公務員であった。⁽²⁴⁾ しかしながら、石油産業に關係するメンバーは過去二年間ガルフ・オイルの政治顧問をしたW・N・A・カンプだけであった。⁽²⁵⁾ また政府派遣の二名を別にすれば、カールトン及びクラークを除いて、すべて非常勤重役であった。⁽²⁶⁾ これらの理事の中で、かつて労働党政権から政府関係機関の役員に任命された経験をもつ者は、カールトン卿の他に、レアード(スコットランド高地及び島嶼開発公社非常勤理事・一九七五—七六年)、バロー卿(研究開発諮問委員会委員、エネルギー保存委員、エネルギー技術局委員、一九七二—七七年、七四—七七年、七五—七八年)であった。⁽²⁷⁾

四 利権の獲得

北海石油開発については石油危機の前段階すなわち第四次ライセンス終了段階でその鉱区の約七〇%を内外の私的石油資本に許していた。それゆえ、政府が北海石油に効果的な参入を図るために石油白書にも示されていたように二つの事柄が必要であった。第一は既存ライセンスへのBNOCを通した遡及的な参加であり、第二は新規ライセンスの獲得であった。前者については政治的摩擦の多い立法的方法を採らず民間石油各社と政府の「ボランティア」な交渉という形で実行された。「事業参加交渉」⁽²⁸⁾といわれるものがこれである。この交渉を遂行するため政府はH・レバー Harold Lever、E・デル Edmund Dell、バロー卿 Lord Bolough の三人から成る参加交渉チームを作り、この任に就かせた。彼らは、民間石油各社が既に獲得しているライセンスに対して資本参加するという方針でそのプ

ランを作つた。⁽³⁰⁾ このチームには更にカールトン卿及び A・W・ベン Anthony Wedgewood Benn が加わる。

この過程で全ての北海油田に資本参加するという当初の目標は変更され、基本的には既存ライセンス下で産出する北海石油の五一%を市場価格で購入する選択権を得る方法が採用され、導入された。⁽³¹⁾ この政策変更には、原油の自由な処分を妨げられることへの石油会社の一般的な嫌悪や、BPの北米アラスカ・プルドーベイ油田に代表されるイギリスの海外石油権益への外国政府による報復措置の危険、さらには特に大蔵省が危惧する資本参加に伴う莫大な資金需要への配慮が働いたといわれている。⁽³²⁾

労働党政権はこの方針にそつて精力的に参加交渉を進めた。その結果西ドイツの国策会社デミネックスを手はじめに、⁽³³⁾ 七六年末までにガルフ、コノコ、トリセントロール、ランガーの各社と協定を締結し、BP、シェル、オキシデンタル及びユニオンの各グループ、サンタフェ、シェブロンの各社と大筋で合意に達した。⁽³⁴⁾ かくしてメジャー系、独立系、国営、準国営会社を含め、最終的には北海にライセンスを持つ六二社との協定を締結し、既発行ライセンスへの遡及的参加は市場価格での北海原油購入選択権の獲得という「妥協的」な形で一応達成されたのである。⁽³⁵⁾

しかしこれだけではBNOCが北海石油開発に実効的に参入するという目的の半分も達成できるものではなかつた。なぜならBNOCはまだ独自の原油生産ライセンスを獲得していなかつたからである。そのため労働党政権は新規ライセンスの賦与を実施し、BNOCを特権的に扱うこととした。第五次ライセンス公募がこれである。⁽³⁶⁾ ライセンス賦与は一九七二年以来中断されていたもので、三年ぶりのことであった。第五次ライセンスの公募に先立ち同政権は一九七五年五月二七日、石油各社に対し、「協議文書」 Consultative Document を公表し、その中でBNOCはいずれのライセンスにおいても五一%の資本参加することを明らかにし、ライセンス取得のほぼ決った申請者に対して事前

II-1

BNOC の主要小会社	設立年	旧会社名
BNOC (Exploration) Ltd	76. 1. 1.	NCB (Exploration) Ltd
BNOC (Ninian) Ltd	76. 3. 29.	Burmah (North Sea) Ltd
BNOC (Thistle) Ltd	76. 8. 4.	The Burmah Oil Company (Pipe Lines) Ltd
BODL (Holdings) Ltd	76. 8. 31.	The Burmah Oil Company (Tankers) Ltd
BODL Ltd	76. 8. 31.	Burmah Oil Development Ltd

(出所 *BNOC Report and Accounts 1976*)

にBNOCと操業協定を結ぶことを求めた。その上開発費のBNOC分担額を将来の生産による収益で支払うという、BNOCにとって有利な「予約持分」的方法を採ることを協議文書で打ち出した。⁽³⁹⁾ 但しこの後、ベンエネルギー相は企業の不満を考慮し、開発当初から全額払い込みの資本参加会社とするよう再度譲歩した。⁽⁴⁰⁾ この第五次ライセンス賦与の結果、BNOCは七六年一二月三一日で五九鉱区二二件の沖合生産ライセンスを得し、内五鉱区について操業担当会社となり、北海石油開発に自らも手をつけることになったのである。⁽⁴¹⁾

かくしてBNOCに関する「法制」「組織」「首脳人事」「石油権益」の四つの重要な仕事が一九七六年末までに整えられたのである。同年末までのBNOCの概要を総括しておくと、以下の如くなる。

BNOCは石油の探鉱、開発、生産、精製、販売に従事することができ、石油収入税の免税特権を支えられ、政府のアドバイザーとしての地位を得た。また企業運営の首脳に「社会主義的実業家」⁽⁴²⁾ カールトン卿を擁し、彼を含めて一二名の理事を揃え、NCB及びバーマの北海権益及びスタッフを取得し、既存ライセンスへの遡及的な参加を一応達成した。これにより、イギリス大陸棚において九〇〇〇平方キロにわたる五九〇鉱区と部分鉱区に一二の生産ライセンスを有し、バイキングガス田及びシースル、ニニアン、ダンリン、スタッフィヨード、マーチソンの五油田に自社持分権益を

保有し、更にシースル油田及び九つの採鉱井の操業担当会社となつた。更にBNOCは表II-1のような主要小会社もかかべ、職員総数は三八八名となつた。⁽⁴³⁾ イギリスの権威ある石油専門誌ペロリアム・ヒューマン・ストラットはBNOCの発足について「今社の組織そのものよりも沖合資産という点からみて素晴らしい」と讃嘆した。⁽⁴⁴⁾

- (1) 一九七四年二月の総選挙で得た議席数は労働党が110¹、保守党が1197であった。David Butler and Anne Sloman, *British Political Facts 1900-1979* (Macmillan 1980) p. 210.
- (2) *Hansard*, 8th April 1975; Vol. 889, c. 1019.
- (3) *同上* 1975年4月号、福澤編「大臣及大臣補佐官」16頁。
- (4) *Hansard*, 30th April 1975; Vol. 891, c. 608.
- (5) *Hansard*, 5th November 1975; Vol. 899, c. 405.
- (6) *Ibid.*, c. 428, c. 445, c. 513, c. 529.
- (7) The National Coal Board (Additional Power) Act of 1966.
- (8) Memorandum Submitted by the National Coal Board, *First Report from the Select Committee on Nationalised Industries, Session 1974-75, Nationalised Industries and the Exploitation of North Sea Oil and Gas* (HMSO 1975) p. 27.
- (9) *Ibid.*
- (10) 「の決定がいつなされたかは不明である。
- (11) *Petroleum Economist* (日本語版) 一九七六年一月号、五八頁。
- (12) その他の株式及びタダの譲渡は一九七六年一月一日付で行なわれた。
- (13) K. Dam, *op. cit.*, p. 117.
- (14) *Petroleum Economist*, (日本語版) 一九七五年一月号、115頁。
- (15) BNOC Report and Accounts 1976, p. 7.
- (16) *Ibid.*

- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) 「石油及び海底パイプライン法」ではメンバーと呼ぶ。
- (20) ハの委員会はカールトン・ヒューネルキー相の上級公務員で後にBNOCの専務となるショリー・ハバーンスが書記を務めて
了。 *Financial Times*, 6 June 1980.
- (21) Industry Reorganisation Corporation. 在期は一九六六年一六八年なお同社は政治の介入を受け紛余曲折を経て National
Enterprise Board となる。
- (22) カーレン首相が彼を抜擢したのはハのキャリアからして容易に理解である。カールトン卿は(レポート) Anthony Sampson, *The New Anatomy of Britain* (Hodder and Stoughton 1971) p. 603. 参照。
- (23) BNOC Report and Accounts 1976 p. 2.
- (24) BPAが役員会に公務員退職者 ex officio 11名を送りこむだけあるのと比べて極めて対照的である。
- (25) Petroleum Economist (日本語版) 一九七六年1月号五八頁。
- (26) BNOC Report and Accounts 1976 p. 2. イギリスの公社にはよく見られるものである。L·J·ティヴィー、遠山嘉博
『ハイカーブ産業国有化』“ペルベ書房昭和五五年”一一九頁参照。
- (27) () 内は旧役職名及び在任期間 Hansard, 9th July 1979; Vol. 970, c. 14.
- (28) 岩佐三郎、前掲書、一五二—一五六頁。
- (29) K. Dam, *op. cit.*, p. 116.
- (30) A. Hamilton *op. cit.*, p. 41 f.
- (31) A. Hamilton *op. cit.*, p. 42.
- (32) 参加政策が形成過程にあつた一九七四年11月10日、下院の北海石油ガスに関する国有企業調査特別委員会の公聴会の
席上BPAのパネル M.M. Pennell 専務は北海石油開発への政府の事業参加にBPAを活用する可能性について、1973年
前政府と話合ふ、その場でBPAは将来発行されるライセンスについて、政府に代り、その権益を管理する、これは可能で
あるが、既発行のものについては「競争者との関係及びBPAの立場上非常に困難である」と返答したことを証言し

レ^スネ^ス First Report from the Select Committee on Nationalised Industries, *op. cit.*, p. 121.

- (33) K. Dam, *op. cit.*, p. 117.
- (34) BNOC Report and Accounts 1976, p. 8.
- (35) *Ibid.*
- (36) BNOC Report and Accounts 1978 p. 6.
- (37) リの参加交渉は五〇%の石油購入選択権の他に操業委員会の出席、それを通じた油田の情報入手及び同委員会における投票権の獲得を含んでいた。またその見返りに資金借入れに際する政府保証が与えられたりしており、個々の会社によってその条件は異なっていた。しかし巨大資本を誇るメジャーはその必要性を認めず、交渉は難行した。参加協定の個々のページにて記述⁴³⁾を参照。A. Hamilton, *op. cit.*, p. 43f. K. Dam, *op. cit.*, pp. 117-118. Woodliff, *loc. cit.*, pp. 259-261
- (38) *Petroleum Economist* (日本語版) 一九七六年七月号、二五四頁参照。
- (39) 第一〇項は、BNOCが発見井の開発に参加を決定した場合、発見までの費用及び参加決定後の開発費の分担方法はBNOC自身が決める。支払いについての詳細な取決めはBNOCと免許取得会社とで交渉する。もしBNOCが費用の発生時にただちに分担額を支払わなければ場合には支払完了時まで商業レートによる利息をBNOCが支払うものとするのである。*Petroleum Economist* (日本語版) 一九七六年七月号二五四頁。
- (40) *Petroleum Economist* (日本語版) 一九七六年一〇月号三八一頁。
- (41) BNOC Report and Accounts 1976 p. 5.
- (42) A. Sampson, *op. cit.*, p. 603.
- (43) BNOC Report and Accounts 1976 p. 5.
- (44) *Petroleum Economist* (日本語版) 一九七六年一月号五八頁。

III BNOCの発展

(一) BNOCの企業的発展

III-1 BNOC スタッフの拡大

年	1976	1977	1978	1979	1980	1981
人 数	388	745	1041	1423	1926	2323

(出所 *BNOC Report and Accounts 1979, 1980, 1981*)

III-2 BNOC スタッフの地理的配分

場所 年	グラスゴー(本社)	*アバーディーン他	ロンドン
1978	448	276	317
1979	686	517	220
1980	948	785	193
1981	1202	953	168

(*ピーターヘッドとニッグをふくむ)

(出所 *BNOC Report and Accounts 1979, 1980, 1981*)

BNOCは一九七六年に誕生した。以降それは着実な発展を遂げた。この発展過程を、「スタッフ」「原油販売量」「財務」の各項目別にまとめて見ていこう。

(a) スタッフ

BNOCの発展はスタッフ数に反映されている。一九七六年のBNOC設立初年にはエネルギー省より臨時に五名出向し、これらの者をもつてBNOCは業務を開始した。また五名が臨時に採用され、これにNCB(探鉱)社の三五名が加わり、同年八月バーマ石油からの二九六名が合流した。こうしてBNOCは一九七六年末に三八八名のスタッフを揃えた。右の表III-1は七六年から八一年までのスタッフの拡大を示したものである。一九七六年設立時から七七年までの一年で三八八名から七四五名へとスタッフを倍増し、一九七八年には一〇〇〇名を越え一九八一年には二三二三名となつた。七六年から八〇年の年平均増加率をみると五〇%強の伸びを示している。七六年から八〇年までにスタッフの総数は六・六倍の伸びを見せており、まさに飛躍的拡大である。ま

III-3

年	BNOC が関係する北海井戸数	全体比 (%)
1976	21	24
1977	21	20
1978	22	36
1979	23	43
1980	25	45
1981	26	35

(出所 *BNOC Report and Accounts, 1980, 1981*)

国営石油公社 BNOC とイギリスの石油政治(1)

たスタッフの地理的配分については表III-2を見ていただきたい。この表で分るように本社のあるグラスゴー、及び操業基地であるアバディーンへの人材配分はそれぞれ大幅に拡大している。すなわちBNOCのスコットランド的色彩をこれは示すものである。またアバディーンをはじめとする操業基地でのスタッフの拡大は石油生産会社としてのBNOCの発展を裏付けるものである。一九七八年の年次報告書はスタッフの四四%が専門的有資格者であったと述べている。BNOCは数年後にはその操業規模に即応し、スタッフを四〇〇〇名に増員しようとしていたともエコノミスト誌は伝えている。⁽¹⁾

(b) 堀削井

BNOCの探鉱と開発についても、この間人員の拡大と同じく順調な発展を遂げている。その発展はまずイギリス大陸棚における井戸の堀削数に表わされている。表III-3はBNOCが関係した試掘及び評価井数である。一九七六年から順に二一、二一、二三、二三、二五、二六と、ほぼ毎年井戸数は増加しており、BNOCが関係する堀削井戸は一九八〇年には全体の四五%に達している。特にイギリス領北海で堀削数が減少傾向にある中でこれはBNOCの活動の活発さを物語るものである。

(c) 北海原油販売量

III-4

項目	年	1978	1979	1980	1981
持分原油販売量 (100万バーレル)		4	23	31	43
持分原油ガス販売 収入 (100万ポンド)		53	265	511	832
税引前利益 (〃)		-26	77	309	438
純 利 益 (〃)		-20	35	117	77
資本支出 (〃)		190	226	216	263
運用資本 (〃)		671	878	978	913

(出所 BNOC Report and Accounts 1981)

またBNOCの北海原油販売量も確実な伸びをみせている。一九七八年に持分原油販売量は四〇〇万バーレルを産しただけであったが翌七九年には六倍弱の二三〇〇万バーレルへと増加し、八〇年には三一〇〇万バーレルへと増加した。一九八〇年後半には販売量は日量一〇〇万バーレルに達した。その取扱原油の内訳はBNOCの持分原油が六万五〇〇〇バーレル、参加協定原油六一万八〇〇〇バーレル、第三者からの購入原油は六万一〇〇〇バーレル、またエネルギー省を代表して扱う利権料原油は一八万バーレルであった。⁽²⁾

(d)財務上での成果

原油販売量の増加に伴い、原油販売収入、税引前、及び純利益も増加している。すなわち持分原油販売量が七八年から八一年までで一〇倍に達している。一九八一年には四三〇〇万バーレルを記録した。これに伴い、原油・ガス販売収入は、原油(ガス)価格の高騰も手伝って一五倍強に拡大し、八億三三〇〇万ポンドを記録している。税引前利益も、純利益も一九七九年からは黒字に転じ、七九年から八〇年にかけてそれぞれ四倍の伸びを見せている。また資本支出も、運用資本も増加傾向にあり、油田開発及び生産面でその発展を裏付けている。一九七九年にはBNOCは運用資本に対し、一六・四%の収

III-5 1979年欧州石油企業の売上高上位10社

(単位:千ドル)

会社名	売上	資産	純所得	従業員(人)
Royal Dutch Sell (英蘭)	59,416,560	59,568,944	6,474,283	163,000
BP (英)	38,713,496	34,692,681	3,439,582	113,200
ENI (伊)	18,984,960	19,734,352	89,040	121,257
Française des Pétroles (仏)	17,305,220	14,287,434	1,137,282	43,500
Elf Aquitaine (仏)	13,385,318	15,855,318	1,310,132	37,400
Veba Oel (西独)	7,930,643	3,429,479	50,367	23,356
Petrofina (ベルギー)	7,827,034	7,224,435	283,382	23,000
BNOC (英)	6,885,743	2,738,738	28,859	1,423
Esso (西独)	6,496,237	2,823,881	222,765	4,440
Esso (英)	5,100,740	5,359,914	581,841	10,329

(出所 Fortune, 11 August 1980 p. 190.)

益(リターン)を生み出しているが、これは国有企业中ガス公社、ブリティッシュ・エアロスペース社に次ぐベスト・スリーにランクされる成績であった。⁽³⁾ BNOCのこの急速な成長は、米経済誌『フォーチュン』の「一九八〇年の米国を除く世界企業五〇〇社番付」においても示されている。そこではBNOCは前年度比の高伸び率で五〇〇社中トップに立ち、順位では三七五位から四三位へと驚くべき伸びを見せたのである。⁽⁴⁾

またBNOCを他の欧州の石油企業と比較してみれば売上高ではベルギーのペトロフィナに次いで第八位となつた。(表III-5参照)。なお同資料によるイギリスでの国内順位は全産業中第五位である。⁽⁵⁾

総括すればBNOCはこれまで一〇〇以上の試掘、評価井に關係し、イギリス領大陸棚で公開された鉱区の一八%をカバーするトップの会社となり、シースル、ベアトリス、クライドの三油田の操業会社となり、これに加えてニニアン、マーチソン、ダンリン、スタッフフィヨード、ブラエ、ハットンの六つの油田とバイキングガス田に持分権益を有し、一九八一年には自社持分原油一〇万五〇〇〇バーレル、参加原油六二万六〇〇〇バーレル、第三者購入分原油八万八〇〇〇バーレル

及び利権料原油二一萬七〇〇〇ペール合計日量一〇三萬六〇〇〇ペールを扱う國際規模の石油会社と成ったのである。またBNOCは北海石油が軽質油である所から世界の軽質原油供給者として注目に値する存在となつた。

(1) BNOCの企業的発展の注目すべき点

前節でBNOCの企業的発展の経移をいくつかの指標に分けて見てきたが、この章を終るにあたつて、BNOCの企業的特色を示す動きについて注目すべき諸点を指摘して見よう。

BNOCの企業的特色を示すものとしては第一にBNOCがもつ石油資本各社との提携関係の広さである。一九七八年には六一にのぼる石油各社と事業参加交渉を終つて、北海石油開発はパートナーシップの網の目を張りめぐらしたものである。すなわちイギヤー系ではEsso, Chevron, Mobil, Texaco, BP, Gulf等國際的な独立系石油会社では、Amoco, Atlantic Richfield, Conoco, Getty, Kerr McGee, Marathon, Occidental, Phillips, Sein, Union, モーレッペの国有乃至国策企業ではAgip, Deminex, Elf, Hispanoil, Total⁽⁶⁾等の他の主要会社ではICI, RTZ, Amerada Hess, Allied Chemicals, Texas Eastern等イギリス系独立石油会社ではBurmah, Charter House, LASMO, Premier and Tricentrol——の各社がそれであつた。これは「參加による北海石油の國家管理」による労働党政権の政策の当然の帰結であつた。一個の石油会社が提携したパートナーの数と種類、及びその国籍の多様性においてBNOCは特異な存在であると言えよう。

第一に企業資金調達方法においてBNOCは独自の発展を見た。すなわち一九七七年七月國際金融市場から、大蔵省の保証なしで八億一五〇〇万ドル調達し、将来性のある石油会社として自らを國際金融界に認めさせたことである。

B N O C はその設置法により、特別に設けられた国家石油会計 National Oil Account からエネルギー相の同意の下に自らの経営資金を調達することになつていて。この枠外で行なわれた資金調達の動機について、ノルウェーの研究家・ノレングは、B N O C に敵対的な保守党政権が成立した場合、外国からの借款が B N O C 解体の歯止めとなると B N O C 幹部が考へていたと論述している。⁽⁷⁾ ともあれ、労働党政権が定めた方法外で資金調達を行なつたことは B N O C の企業運営に新しい局面を拓くものとして評価される動きであつた。

第三の点は、世界への開発投資機会を求めるべく国際的な政策を推進したことであろう。一九八〇年にはマレーシアに事務所を開設し、同地域の地質調査にあたつた。またドバイのアルコ社と陸上油田の開発協定を締結した。更に一九七九年に結んだマレーシア国営石油会社の探鉱部門ペトロナス・カリガリ社とのサービス協定を改正し、協力期間を延長した。またベネズエラ国営石油会社ともスタッフの交換をしたこと、シェル及びトータル社と協定を結び一九八一年フランス側の海底石油開発申請を行なつたこと、更にはデンスク石油・天然ガス社と協定し、オランダの地質調査に従事するなどの海陸にわたる国際的な動きにもこれは反映されている。

B N O C の企業的発展の中で、最も注目すべき第四の点は、B N O C が世界原油市場におけるプライス・メーカーとして登場したことであろう。一九八二年に入つて、ロッテルダムのスポット価格の再下落を受けて、O P E C 諸国、特に油種が近似しているナイジェリアに追随してきたそれまでの価格政策を改め、B N O C は独自に二月と三月に合わせて五・五ドルという大幅な値下げをしたことである。⁽⁸⁾ この値下げは競合するナイジェリア産原油の販売不振を惹起し、同原油の引き取りをめぐり、メジャーとO P E Cとの対立をもたらし、O P E C 側が報復として、関係石油各社に供給制限の発動を警告する事態を生むまでに至つた。これは B N O C が、O P E C の原油価格維持政策と相反す

る政策を採った」と、さかえれば、BNOCは世界の原油市場において一躍世界の重要なプライス・メーカーとして登場した」とを意味する出来事であった。

- (1) *The Economist*, 21 February 1981. p. 16. なおBNOCのペラシュランド的色彩の強化は同政権の地域対策の反映でもあった。
- (2) *BNOC Report and Accounts* 1980. p. 12.
- (3) *The Economist*, 21 February 1981. p. 16.
- (4) *Fortune*, 11 August 1980. p. 200.
- (5) 第一位ゼニア、第二位ヨーロッパー(食品)、第三位インペリアル・ケミカル(化学)、第四位BAT・インダストリー(タバコ)、第五位BNOC、第六位フォード(自動車)、第七位ブリティッシュ・スティール(鉄鋼)、第八位BL(自動車)、第九位ダーロップ(輸出品)、第一〇位NCB(石炭) *Ibid.*
- (6) 国籍は順にイタリア、西ドイツ、フランス、スペイン、フランス。
- (7) *phi. Noreng, op. cit.*, p. 150.
- (8) 毎日新聞、一九八二年、三月四日夕刊。

四 BNOCの内在的問題点

これまで見てきたようにBNOCは着実な発展を遂げ、イギリス及び欧州の石油産業の中で重要な地位を占めるに至っているが、他面BNOCは様々な問題点をかかえている。以下BNOCの組織に内在する脆弱性を分析してみよう。

(一) 「下流部門」の立ち遅れ

まず第一に精製、輸送、販売網といったいわゆる「下流部門」の大きな立ち遅れを指摘である。

既に一九七七年八月号で労働党フェビアン協会派の政策誌は、BNOCが精製部門を欠いた、いわば「大きな仲介者」a large dealerとなり果てる可能性を指摘していた。⁽¹⁾元来BNOCは「石油及び海底パイプライン法」第二条によつて、探鉱、生産、販売に至る権限を与えていた。⁽²⁾またこれはBPとの北海石油開発の事業参加交渉においても確認されていた。そこではBNOCは一九八〇年までは単独で精製、販売事業を行わないが、海外で合同で行うことが認められており、更にBPはBNOCのスタッフのために精製、販売のためのトレーニングを行うことが明文化されていた。⁽³⁾ところが今日でも依然としてBNOCは精製部門を欠いているのである。この欠如は何故生じたのであらうか。それは何よりも労働党指導部が、既存の石油供給システムに対し、一定の譲歩を行い、本格的なBNOCの精油所建設や、自社製品の販売網の拡充をあえて抑制したからであった。BNOCの原油は石油収入税を免除されており、当然他社の原油より販売条件が良く、BNOC製品の市場競争力が増大し、既存の石油供給会社に対する脅威となる可能性を孕んでいた。時のバーレーエネルギー相が、一九七五年四月、「BNOCは民間石油各社と同様に行動し、将来小売事業において販路を獲得するために価格を切り下げることはない」とあえて表明したのはこのためであった。⁽⁴⁾この声明は何よりも既存の石油供給体制への労働党政権の譲歩を示すものであった。

一九八一年以降BNOCは事実上単独で精油所の建設、及び自社製品の販売が可能となつた。が、精製設備の過剰状況及びBNOCに敵対的な保守党政権の誕生はこれを不可能にしている。

(二) BNOCの収益の「持分原油」への依存

一九七九年の年次報告書の「原油取扱い結果」表IV-1によると、BNOCの持分原油販売量は二三三八万七〇〇〇バレル、参加原油及びその他の買付け原油の販売量は合計で三億八五五万五〇〇〇バレルである。原油総販売

IV-1 BNOC の1979年原油取扱い結果

販 売 量	自社持分 権 益	* UKCS 参加		その他の 買 付 け	合 計
		第 三 者 分	売 戻 し 分		
原 油 (1000バーレル)	23,387	117,466	166,785	24,304	331,942
ガ ス (100万m ³)	2,226	—	—	—	2,226
コンデンセートと製品 (100t)	41	20	—	383	444
売上高 (100万ポンド)	—	—	—	—	—
原 油	234.0	1,120.4	1,588.7	242.3	3,185.4
ガス、コンデンセート、 製品	30.7	1.3	—	27.5	59.5
	264.7	1,121.7	1,588.7	269.8	3,244.9
総利益	160.2	—	6.6	—	166.8
販売経費(100万ポンド)	—	—	—	—	0.9
					165.9

(出所 BNOC Report and Account 1979. p. 6.)

* United Kingdom Continental Shelf の略

これらから分るように持分原油がBNOC本来の利益を支えており、BNOCの原油販売の九〇%を占める参加及びその他の買付け原油は、取扱い量の膨大さにもかかわらず、利益はわずか六四〇万ポンドでしかない。

量の中で持分原油の占める割合はわずか七%にすぎない。他方総利益についてみると、持分原油、ガス、コンデンセート⁽⁵⁾、製品の売上高は一億六〇二〇万ポンド。また参加及びその他からの買付け分の総利益はわずかに六六〇万ポンドである。すなわち持分原油、ガス、コンデンセート、製品は全体の七%強の販売量で実に利益の九六%をあげているのである。一九八〇年も同様である。同年の参加原油は、前述した如く、日量六一万八〇〇〇バーレル、第三者からの買付け分は同六万一〇〇〇バーレル、自社持分原油は、八万五〇〇〇バーレルであり、全体比ではそれぞれ八〇%、七・九%、一%である。持分原油及びガスの売上高は五億一一〇〇万ポンドである。他方、参加及び買付け原油の売上高は三七億六五一〇万ポンドと莫大であるのに對して

利益はわずか六四〇万ポンドでしかない。

ず、ほとんど同社の利益に影響を及ぼしていない。この理由は、既に第二章で述べた如く、大蔵省や保守党、石油会社からの圧力や、更にはイギリス系石油会社の海外権益への外国の報復措置を配慮して、労働党政府が事業参加交渉時に苦肉の策として no loss no gain の原則を導入し、市場価格による原油の購入選択権をBNOCに与えたためであつた。すなわち、参加原油については、利益よりもむしろ、石油企業から開発に際しての情報や原油の処分先に一定の影響を及ぼすことを優先した政治的配慮に基づくものであった。

(三) 参加及び買付け原油の非商業的性格

(二)で持分原油を除く原油の取引が非商業的なものとなつていていることを述べたが、これは四半期毎に石油会社と話し、あって市場価格を決め、原油を購入しているBNOCにとって次のことを意味している。市況が上昇している場合、購入時と販売時の価格のズレはBNOCに利益をもたらすが、市況が軟化し、価格が下落傾向にある場合、逆にBNOCは損害を蒙る危険性を内含しているのである。特にBNOCの場合、精製貯蔵設備を欠いている所から、嫌応なく、市況軟化時には競争会社の販売価格より値引きするよう求められる事態に追い込まれる可能性がある。またこれはBNOCが北海産原油のプライス・メーカーである所から価格を下げれば下げるほどイギリス全体の石油価格を低下させ、ひいては国庫収入を減少させるジレンマを内包している。⁽⁶⁾こうしたケースはすでに一九八〇年代に入つて現実のものとなつている。

(四) 特定油田への依存

BNOCの体質に内在する第三番目の弱点は原油調達における特定油田への過度の依存である。BNOCは一九七九年で五つの油田に持分原油を保有している。それらはシースル、ダンリン、ニニアン、スタッフィヨード、マーチ

IV-2 BNOC の主要石油権益

油 田	埋蔵量 (100万バレル)	BNOC のシェア (100万バレル)
Beatrice	160	45
Brae	250	50
Danlin	300	29
Hutton	250	50
Murchison	300	100
Ninian	1050	218
Statfjord	550	183
Thistle	450	85

(出所 *The Times*, 20 October 1981)

ソーンの五油田である。BNOC最大の収入源であるニニアン油田は一九八〇年で日量二三万二一〇〇〇バレルを産出し、BNOCはそのうちの四万八〇〇〇バレルを得ている。同年のBNOCの持分原油は日産約八万五〇〇〇バレルであるので、ニニアン油田がBNOCの持分原油に占める割合は、五六%強ということになる。このニニアン油田はペトローリアム・エコノミスト誌の分析によれば、一九八三年に生産のピークを迎えると予測されているので、BNOCの持分原油に占めるニニアン油田への依存は同社の産油体制上大きなネックといえる。また現在開発中でかつBNOCが持分権益を持つ油田で、八一年以降に生産を開始すると予定されている油田はベアトリス、ブランエ、ハットンの三油田であり、ベアトリス油田の埋蔵量は一億六〇〇〇万バレル、残りの二つは二億五〇〇〇万バレルである(表IV-2参照)。これらの油田の埋蔵量に占めるBNOCの持分比率はそれぞれ二八・一%、二〇・〇%、二一〇・〇%である。ニニアン油田と比べるとこれは四分の一と六分の一である(表IV-2 参照)。BNOCの将来はまさに今後の積極的な探鉱活動及び新規有力油田の発見、開発如何にかかっているといえるのである。

以上、BNOCに内在する問題点のいくつかを接觸してきた。一九七九年

の保守党政権の成立という政治状況を迎へ、BNOCへの政治の介入というBNOCに内在する問題とは異つた新たな問題が表面化する」とになった。以下、次号ではBNOCのイギリス政治との係わりについてその問題点を考察してみよう。

(一七八一年八月三一日脱稿)

- (1) *Labour Research*, August 1977, p. 178.
- (2) Petroleum and Submarine Pipe-Lines Act. S. 2. (b)
- (3) 岩佐[[畠、前掲書、一五五頁。
- (4) *Petroleum Economist*, (日本語版) 一九七五年五月号、一六四頁。
- (5) ロンデンセートとは、ガス層内ではガス状で地上によつてきて温度と圧力の変化によつて凝縮して液体になる非常に軽質の原油である。日本石油株式会社編『石油便覧』一九七七年二一六頁。
- (6) 『ペトローリアム・ヨコハマスト』誌のマーチン・クインランの論文「創業三年目を迎えるBNOC」における点は鋭く指摘されてゐる。*Petroleum Economist*, (日本語版) 一九七九年一月号一九頁。